

三原市パブリックコメント手続実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の基本的な政策形成過程におけるパブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保及び透明性の向上並びに市民の市政への参画を促進し、市民に信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市が基本的かつ重要な政策等を立案する過程において、その趣旨、目的、内容等を市民等に公表し、市民等から公表したものに対して意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等のうち有益なものを本市の政策形成過程に反映させるとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、水道事業及び消防長をいう。

(3) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 市の区域内に住所を有する者

イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市の区域内に存する学校に在学する者

エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ 市に対して納税義務を有するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的かつ重要な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、各行政分野における部

門別の基本的計画，指針等の策定又は改定

(2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定

(3) 広く市民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

(4) その他パブリックコメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

（適用除外）

第4条 実施機関は，前条各号に掲げる事項のうち次の各号のいずれかに該当するものについて，パブリックコメント手続を行わないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は改定若しくは改廃の内容が軽微なもの

(2) 法令その他の規定によりパブリックコメント手続と同等の手続を行うもの

(3) パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの

(4) 政策等の案の策定等に関し，実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

（政策等の案の公表）

第5条 実施機関は，政策等の策定をしようとするときは，最終的な意思決定を行う前の適切な時期に，当該政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は，前項の規定により政策等の案を公表するときは，当該政策等の趣旨，目的及び策定に至った背景等について説明するとともに，関連資料も併せて公表するなど市民等が当該政策等の案について十分理解できるよう内容の公表に努めるものとする。

3 前2項の規定による公表は，実施機関が指定する場所での閲覧又は配布，市のホームページ等への掲載の方法等により行うものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は，次に掲げる方法により，政策等の案に対する市民

等からの意見等の提出を受けるものとする。

(1) 担当課その他関係機関への書面による提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定により実施機関が意見等の提出を受ける期間は、おおむね1箇月とし、当該実施機関は、当該政策等の案の公表時に、当該期間及び当該意見等の提出の方法等を明示するものとする。

3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として、住所、氏名その他実施機関が定める事項を明らかにしなければならない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により提出された意見等（以下「提出意見等」という。）を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出意見等の内容及びそれに対する考え方を公表しなければならない。

3 実施機関は、提出意見等を考慮して政策等の案を修正して意思決定を行ったときは、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。

4 前2項の規定による公表は、原則として第5条第3項の規定による公表の方法について準用する。

5 実施機関は、提出意見等に対する個別の回答を行わないものとし、当該提出意見等のうち類似の意見等及びこれに対する考え方をまとめて公表できるものとする。

6 実施機関は、提出意見等に特定の個人又は団体等の権利利益を害するおそれのある内容が含まれるなど公表することが適当でないと判断したときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

7 実施機関は、意見等を提出した市民等に関する情報は公表しない。

(一覧表の作成等)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を適用している案件の一覧表

を作成し，市のホームページを利用した閲覧の方法等により，公表するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の施行の日の前日までに現に立案の過程にある政策等で，市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又はパブリックコメント手続を実施する時間的余裕がないものについては，この要綱の規定は適用しない。